

# 若年者専修学校等 技能習得資金

## ●対象者

市内に居住し、技能を修得したいという意欲がありながら、経済的な理由により専修学校などで修学することが困難で、次の要件に全て当てはまる人

- ◇中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の新規卒業者（中等教育学校の前期課程を修了した人を含む）
- ◇高等学校または中等教育学校の後期課程を中退した人

## ●対象学科

### ◇専修学校

- ①専門課程（修業年限1年以上2年未満）
- ②高等課程（修業年限1年以上）
- ③一般課程（修業年限1年以上）

- ◇各種学校（修業年限1年以上）

※ただし、職業に必要な技術・技能の習得を目的とした学科に限る。

※対象となる学校などで不明な点は問い合わせてください。

## ●貸与要件

- ◇生活保護法に基づく保護を受けている世帯
- ◇地方税法の規定により市民税が非課税とされている世帯

- ◇地方税法の規定により市民税が減免されている世帯
- ◇世帯の収入が生活保護基準の1.5倍以下の人

## ●貸与額

- ◇入校支度金 10万円

### ◇修学資金（月額）

専門課程5万3000円  
その他課程3万円

※在学期間中が貸与期間となります。

## ●利子

無利子

## ●返還方法

月賦・半年賦・年賦のいずれかで、卒業の6カ月後から在学期間の3倍の期間以内に返還してもらいます。

※返還期間の最大限度は、12年未満です。

## ●申込方法

貸与申請書と世帯調書（いずれも申込先で配布）および在学証明書を提出してください。

## ●申込期間

4月1日（金）～28日（木）（土・日曜日を除く）

## ●申し込みと問い合わせ先

福祉課地域福祉担当

☎(580)1851

ホットな

# 消費者ニユース

230号



## 4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられます！

成年年齢が引き下げられ、未成年者取消権の行使ができなくなる18歳・19歳の新成年者が、悪質な業者のターゲットとなる恐れがあります。

### 若者に多い相談事例

#### エステ契約

「無料でお試し」と勧誘され、エステの施術を受けた。施術後、スタッフに「今のうちに手入れしないと大変なことになる」と勧誘され、断り切れずに30万円の契約をしてしまった。

#### マルチ商法

大学の先輩に「商品が安く買えるし、人を紹介するだけで収入になる。」と健康食品のネットワークビジネスに誘われ、登録料と商品の代金30万円をクレジットカードで払った。しかし、思うように勧誘できず収入にならない。

このほか、投資や転売ビジネスなどで簡単に稼ぐノウハウ（情報商材）を教えると勧められ、高額な契約をしたが全く役に立たなかったという相談や通信販売トラブルなどの相談

があります。

### アドバイス

- ◆その場で決めず、本当に必要な商品やサービスがよく考えてから契約する
- ◆「簡単に儲かる」「絶対に儲かる」などの勧誘は無視
- ◆クレジットカード契約やローン契約を安易に勧める事業者には注意
- ◆SNSで知り合った人を安易に信用しない
- ◆通信販売はクーリング・オフ制度の対象外なので、購入条件や返品について利用規約を確認する

## ●大野城市消費生活相談

平日 午前9時半～正午  
午後1時～4時半  
※予約不要

市消費生活センター（市役所新館4階）☎(580)1968

※土・日曜日、祝日は消費者庁消費者ホットラインを利用してください。

午前10時～午後4時

## ●問い合わせ先

安全安心課生活安全担当

☎(580)1897